

独立行政法人製品評価技術基盤機構  
令和7年度の業務運営に関する目標（年度目標）

令和7年2月27日  
経済産業省

# 目次

I.政策体系における法人の位置付け及び役割（ミッション）	4
<法人の使命>	4
<政策を取り巻く環境の変化>	4
<法人の現状と役割>	4
II. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項	4
II-1. 製品安全分野	4
1. 製品事故情報等の収集及び調査、調査の高度化・効率化	5
2. 立入検査の実施、技術上の基準に関する取組	5
3. 製品事故調査結果・分析等から得られる知見の活用	5
<指標>	6
<目標を上回る水準として考慮する事項>	7
<目標水準の考え方>	7
<重要度高・困難度高の設定理由>	7
II-2. 化学物質管理分野	8
1. 化審法の執行・執行支援業務	8
2. 化管法及び化兵法の執行・執行支援業務	9
3. 化学物質管理情報の整備、提供の強化等	10
<指標>	10
<目標を上回る水準として考慮する事項>	11
<目標水準の考え方>	11
<重要度高・困難度高の設定理由>	12
II-3. バイオテクノロジー分野	12
1. 生物遺伝資源の産業利用促進	12
2. 特許法に基づく特許微生物の寄託業務	13
3. 生物遺伝資源に関する安全性確保	13
4. 生物多様性条約への対応	14
<指標>	14
<目標を上回る水準として考慮する事項>	14
<目標水準の考え方>	15
<重要度高・困難度高の設定理由>	15
II-4. 適合性認定分野	15
1. 産業標準化法に基づく登録制度の執行等	16
2. 計量法に基づく登録及び認定制度の執行等	16
3. 製品評価技術基盤機構認定制度の実施	17
4. 認定の信頼性確保及び普及に関する取組	17
<指標>	17

<目標水準の考え方> .....	19
<重要度高・困難度高の設定理由> .....	19
II-5. 国際評価技術分野.....	19
1. 蓄電池システムに関するグローバル認証基盤整備等業務.....	19
2. 電気保安技術支援業務 .....	20
<指標> .....	20
<目標を上回る水準として考慮する事項> .....	21
<目標水準の考え方> .....	21
<重要度高・困難度高の設定理由> .....	21
III. 業務運営の効率化に関する事項 .....	22
1. 業務改善の取組に関する目標 .....	22
2. 給与水準の適正化等 .....	22
3. 情報システムの整備及び管理業務.....	22
<指標> .....	22
IV. 財務内容の改善に関する事項.....	23
V. その他業務運営に関する重要事項 .....	23
1. 広報、情報提供の推進.....	23
2. 組織・人事に関する目標 .....	23
<指標> .....	25
<目標水準の考え方> .....	25

## **I.政策体系における法人の位置付け及び役割（ミッション）**

### **<法人の使命>**

独立行政法人製品評価技術基盤機構（以下「機構」という。）は、行政執行法人として、経済産業省がその所掌事務とする製品の安全に関すること、化学物質の管理に関すること、生物化学の知見を利用して製造される化学工業品の輸出、輸入、生産、流通及び消費の増進、改善及び調整に関すること、産業標準の整備及び普及その他の産業標準化に関すること、計量の標準の整備及び適正な計量の実施の確保に関すること、蓄電池の輸出、輸入、生産、流通及び消費の増進、改善及び調整に関すること、電力設備に係る保安の確保に関することを遂行する上で、その実施部門として中核的な役割を担っている。

このため、機構は、これまで蓄積してきた工業製品等の品質に関する技術上の情報や評価技術に関する調査・研究等により培ってきた幾多の知見を基礎に、優れた人材や機材を総動員することで、社会環境の変化に柔軟に対応し、工業製品等に関する技術上の評価等を行うとともに、工業製品等の品質に関する情報の収集、評価、整理及び提供等を行うことにより、工業製品等の品質の向上、安全性の確保及び取引の円滑化のための技術的な基盤の整備を図り、経済及び産業の発展や鉱物資源及びエネルギーの安定かつ効率的な供給の確保に持続・発展的に貢献していく必要がある。

### **<政策を取り巻く環境の変化>**

継続する物価高やエネルギー価格の高騰、カーボンニュートラル実現に向けたエネルギー・産業部門の構造転換やイノベーションの創出といった取組の加速化、デジタル化・デジタルトランスフォーメーション（DX）の進展の加速化やインターネット取引の拡大に伴い消費者が製品を安全に使用できる法整備による製品安全政策の拡充など、国民生活や産業活動が大きな転換期を迎えている中、国内外の関係機関や消費者を含む社会との連携を図りつつ、製品等の信頼性・安全性の確保を通じた国民生活の安全の確保や、産業活動における信頼性・安全性の確保や工業製品等の品質の向上を通じた産業の発展を支える必要がある。

### **<法人の現状と役割>**

機構は、第2期中期方針（令和4年4月策定、令和6年11月改定）の下、全体として、変化する社会ニーズへの迅速な対応、デジタルトランスフォーメーション（DX）、人材育成、より効果的な広報活動、戦略的な資源配分及び内部統制を推進しつつ、製品安全分野、化学物質管理分野、バイオテクノロジー分野、適合性認定分野、国際評価技術分野のそれぞれにおいて、経済産業省と共通認識を持ち、中核的業務である関係法令の執行業務・支援業務等を正確かつ確実に実施する。また、これらの業務を通じて得られた情報・知見や機構が有する専門的知見を活用し、行政への制度構築支援・提案や企業等におけるイノベーションの促進に寄与することで、新ビジネス創出、市場創造・拡大等をはじめとした国の政策ニーズに応えていくことも期待される。

## **II. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項**

### **II-1. 製品安全分野**

経済産業省による製品安全政策の下、製品事故に関する情報の収集及び調査による原因究明等を通じ、再発防止と未然防止に貢献するとともに、経済産業省の製品安全施策を支援し、事業者等との連携や積極的な情報提供によって、製品の安全性向上及び製品安全意識の向上に向けた取組を実施する。特に、令和6年度に改正法が成立した消費生活用製品安全法や電気用品安全法等の施行にあたり、従来の取組に加えて求められる法執行支援を着実に実施するとともに、製品の安全性に関する技術上の調査等により得られた経験・知見を活かして、事業者及び消費者の製品安全意識に迅速に働きかけ、社会全体の安全性の向上を支援することで、安全で豊かな暮らしの創出に貢献する。

以下の1. から3. までの業務を実施し、指標もあわせて設定する。

## 1. 製品事故情報等の収集及び調査、調査の高度化・効率化

### (1) 製品事故情報の収集及び調査

消費生活用製品安全法に基づく重大製品事故及び特定保守製品等の経年劣化に関する技術上の調査について、事故の多発性や被害の重篤度等を考慮した経済産業省の指示に基づき、柔軟に対応できる体制を構築する。

### (2) 事故原因究明の高度化・効率化

事故調査から得られる技術的な知見及びAI、RPA等の新技術を活用し、原因究明における究明率の向上、調査期間の短縮等につなげる取組を引き続き行う。

## 2. 立入検査の実施、技術上の基準に関する取組

### (1) 立入検査の実施等

消費生活用製品安全法、電気用品安全法、ガス事業法、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（以下、「製品安全4法」という。）、産業標準化法、家庭用品品質表示法に基づく製造事業者等に対する立入検査・適合性検査について、経済産業省の指示に基づき、的確に実施する。

### (2) 登山用ロープの技術基準適合確認試験の実施

製造・輸入事業者から消費生活用製品安全法で特定製品として規制されている「登山用ロープ」に係る技術上の基準への適合性確認依頼があった場合は、落下衝撃試験等の項目を遺漏なく実施する。

### (3) 技術基準整備の推進

製品安全制度の国際整合化に対応するため、経済産業省における電気用品安全法等に係る技術基準体系の整備を経済産業省の要請に基づき支援する。

## 3. 製品事故調査結果・分析等から得られる知見の活用

### (1) 国内外における製品事故情報等の収集・海外関係機関との連携の強化

輸入製品による事故防止の強化を目的とし、海外のリコール情報を収集し、我が国の行政機関等に提供することで、国内における安全な製品の流通を支援する。米国消費者製品安全委員会（CPSC）等の海外関係機関との連携や、製品安全をテーマとした国際的なシンポジウムやセミナーに参加し、製品安全に係る情報を収集するとともに、参加各国との意見交換も行い、国際的な製品安全に係る連携構築や今後の我が国の製品安全施策への活用を図る。

また、誤使用・不注意事故に対し、事故当時の行動や発生状況等、背景要因の情報収集を行う。

### (2) 製品安全施策への取組

重大製品事故及び非重大製品事故の中で、特に事故の多発性や被害の重篤度等を考慮し、追加的に詳細な調査が必要となる事案については、他の業務との資源配分も考慮し、経済産業省と連携し、調査を行う。

また、機構が保有する事故調査データの分析や事故調査データと機構外の製品安全に関する情報・統計データを組み合わせた分析から得られる知見も活用し、経済産業省に対して製品安全施策における製品事故の防止につなげる提案を行う。

その他、消費者の安全確保と企業価値の向上を両輪とした製品安全市場を形成するための新たな制度の運用に伴い、誤使用・不注意による事故リスクを低減した製品に対する評価方法の整理やリスクアセスメント等の妥当性評価を通じ、支援する。

### (3) 製品の安全性向上に対する支援

事故調査結果や保有する事故調査データに基づき、事業者へ製品事故の防止に資する情報を積極的に提供し、事業者に寄り添ったより安全な製品の設計・製造・流通のための活動を支援する。

リスクアセスメントに資するデータの拡充やツールの普及等をより促進することで製品事故の未然防止につながる効果的な対策を提供するとともに、再発防止措置が必要な案件について事業者へ具体案を提示し、自主的な措置対策に繋がるよう、積極的に働きかけを行う。

また、製品事故の防止に資する情報を事業者が体系的に利用できる仕組み（製品事故予測システム）を普及させ、事業者による自主的な製品事故の未然防止対策を支援する。

#### （４）技術基準・規格等の提案及び作成の支援

事故調査結果の分析から得られる知見等を活用し、製品事故の未然防止に資する技術基準・規格等に関する調査を行い、必要に応じ国内関係者へ提案を行う。また、民間団体等が行う製品安全に係る技術基準・規格等の作成及びその普及を支援する。

#### （５）製品安全意識の向上に対する支援

事故調査結果の分析等を行い、製品をより安全に使用するための情報を積極的に提供し、様々な年代・趣味・趣向に合致した印象に残る情報を届けることで、製品安全意識の向上を支援する。

また、製品安全に関する取組に積極的な事業者等とのコラボレーションを実施するとともに、地域連携の強化を図る。

#### （６）保有する技術的な知見・設備の活用

これまでに蓄積した事故調査等に関する技術的な知見について、技術継承を進めるほか、施設や試験設備の有効活用を図る。

## <指標>

### （定量的指標）

指標 1-1：消費生活用製品の安全性に関する技術上の調査の実施において、当該年度に公表された案件の総調査スコアを総標準スコア比 42.7%増以上とすることにより、社会全体の安全性の向上に寄与する。（アウトカム指標）【重要度高・困難度高】

指標 1-2：情報発信による消費者への Web リーチ数について前年度比 110%を達成する。

指標 1-3：消費生活用製品安全法に基づく重大製品事故及び特定保守製品等の経年劣化に関する技術上の調査の実施件数（全件実施）

指標 1-4：各法律に基づく立入検査及び適合性検査の実施件数（全件実施）

指標 1-5：整合規格案の技術評価件数（全件実施）

### （定性的指標）

指標 1-6：製品安全 4 法（消費生活用製品安全法、電気用品安全法、ガス事業法、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律）の改正で新たに規制対象となった事業者に係る製品の事故調査や立入検査等に機動的に対処し、実効性のある法執行に貢献するとともに、子供用特定製品の技術基準案の検討において、制度改正の検討に資する事故情報や海外関連施策・動向の収集を行い、新たな対象製品の指定の必要性に関する議論や技術基準案の検討に資する具体的な提案を積極的に行い、産業振興と規制（こどもの安全確保）のバランスのとれた政策立案に貢献する。（アウトカム指標）【重要度高・困難度高】

(参考指標：情報提供の回数・頻度、内容の重要度(例：審議会での活用件数、諸外国の規制・規格情報の報告件数)、情報収集の対象国数・製品数(例：海外でのリコール情報の報告件数))

### <目標を上回る水準として考慮する事項>

- ・ 製品事故情報等の収集及び調査、立入検査等を通じて、製品安全4法の改正で新たな規制対象となった者を含めて、事業者による具体的な製品事故の再発防止・未然防止の措置が実施された事案のインパクト(質的な影響度等)が顕著に認められる場合
- ・ 事業者、業界団体、地方自治体等への情報(事故情報、注意喚起等)の提供や、製品安全4法の改正に関する国内外の関係事業者等への周知・理解促進に係る取組において、顕著な成果が認められる場合
- ・ 誤使用・不注意による事故リスク低減製品への表示制度の本格運用にあたり、これまでに蓄積された消費生活用製品の安全性に関する技術上の調査等での知見を活かし、事業者からの相談への迅速な対応や円滑な審査、制度の周知活動を行った結果、事業者による安全な製品の設計等に活用できるリスクアセスメントの普及や導入事例の拡大が顕著に達成された場合

### <目標水準の考え方>

指標1-1：総安全性向上スコアは重大製品事故対応の他律性(事故発生、事業者側での対応の予見にくさ)により、令和3年度実績19.0%や令和5年度実績51.1%と年度毎の振れ幅が大きいのが現状。一方、直近では高い水準のスコア(令和4年度：46.2%、令和5年度：51.1%)を達成していることから、過去3年平均実績をベースとしつつ、令和7年度以降は、令和6年度に成立した消費生活用製品安全法の改正により見込まれる、重大製品事故の報告義務者の広範化や規制対象品目の追加といった機構が直面する構造的な業務内容・量の変化を踏まえ、困難度高を付した上で42.7%に設定。

指標1-2：機構が発信する情報を受け取った後に安全行動をとる割合が相対的に低い若年層による製品事故の未然防止・再発防止のためにはターゲットを絞った効果的な情報発信が求められる。若年層は新聞やテレビと比較してインターネットに触れる割合が高いという特徴を考慮し、令和7年度はリーチ数(機構が配信した情報を国民が「どれだけ受け取ったのか」の推定値(Webのみ))について、前年度実績を上回るより一層の広報を期待するもの。

指標1-3から1-5：経済産業省からの指示・要請に対し、全数を実施する。

指標1-6：乳幼児・こども向けの消費生活用製品で発生した海外の事故情報やリコール情報、規制の制定・改廃、国際規格の審議動向についての経済産業省への情報提供、新たな対象製品の指定に関する議論や技術基準案の検討に資する具体的な提案を積極的に行った結果として、参考指標の状況も参照しつつ、政策立案に貢献した度合いに応じて評価。

### <重要度高・困難度高の設定理由>

指標1-1：

【重要度高】リチウムイオン蓄電池関連製品等の事故が多発するなどの社会課題に対応し、事業者への再発防止に係る働きかけの強化を図ってきたが、これまでの取組を高水準で維持しつつ、かつ新たな事業も遂行するためには、高度な事故原因究明技術と蓄積した事故情報を総動員する必要があるため。

【困難度高】令和7年度以降、改正した製品安全4法の施行を受けて、機構が事故調査を行う重大製品事故件数が100件程度の増加(全体で1割程度の調査件数の増加)見込みであり、その中には海外事業者からの事故報告

の割合が高いと推定されること、また、そうした増加件数に対応するために新規採用する事故調査従事者の習熟度などを踏まえて、事故調査の早さや（再発防止措置の）深さに対する影響が考えられる。令和7年度は、こうした新たな業務体制の構築や業務内容・量の変化に直面しなければならず、既存の延長線上での目標達成は容易ではないため。

指標1-6：

【重要度高】インターネット取引の拡大に伴い、国内外の事業者がオンラインモール等を通じて国内消費者に製品を販売する機会が増大している中で、実効性のある法執行体制整備等の重要課題への対応に加え、国に対して、産業振興と規制のバランスのとれた具体的な政策立案に貢献することが求められるため。

【困難度高】海外事業者の消費生活用製品で発生した事故情報等を収集することは海外関係機関との連携を通じて構築した情報網を駆使することが求められ、また入手した情報のうち制度改正に資する内容を精査し、選別することは国内の規制動向にも広く精通していることが必要である。また、立入検査や子供用特定製品の技術基準案の検討も、法令に基づく業務として、設定されるスケジュールに沿った上で確実な対応が求められるため。

## II-2. 化学物質管理分野

経済産業省による化学物質管理政策の下、安全の確保と経済の発展の両立に向け、化学物質による人の健康や環境へのリスク低減に貢献する。

また、化学物質管理政策では、国際条約等における規制対象物質の増加や、令和5年9月に ICCM5（第5回国際化学物質管理会議）で採択された化学物質のライフサイクル全体を対象とする新たな国際枠組み（Global Framework on Chemicals（GFC） - for a planet free from harm of chemicals and waste）など、化学物質管理の範囲が拡大する中、引き続き産業発展との適切なバランスや国際調和を確保した規制の在り方の検討が課題となっている。このような状況も踏まえながら、法執行支援業務等で培った情報・技術等を基に、経済産業省に対し当該課題解決に資する提案や情報提供を実施するとともに、事業者等に対する情報基盤の拡充や技術的支援を通じ、産業発展との適切なバランスを確保する上で不可欠な事業者等の理解促進や自主管理能力の向上を図る。

以下の1. から3. までの業務を実施し指標もあわせて設定する。

### 1. 化審法の執行・執行支援業務

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（以下「化審法」という。）の執行等を支援するため、新規化学物質に係る事前審査等の支援及び上市後の化学物質に係るリスク評価等を的確に実施する。また、法執行支援で培った技術・知見を使って、評価手法の高度化、制度の見直しや運用改善等の検討を行い経済産業省等に提案する。

#### （1）新規化学物質の事前審査等

化審法に基づく新規化学物質の事前審査・確認に関する資料作成、審査特例制度の化学物質構造表記ファイルの確認、GLP（優良試験所基準（Good Laboratory Practice））に係る試験施設の基準適合確認、製造事業者等に対する立入検査等を経済産業省の指示に基づき実施する。

#### （2）リスク評価等

化審法における化学物質のスクリーニング評価及びリスク評価（※）に関連して、経済産業省の要請に基づき、国が実施する評価に必要な情報を提供する。

※スクリーニング評価及びリスク評価：

スクリーニング評価は、一般化学物質を対象にリスクがないとはいえない化学物質を絞り込み優先評価化学物質の該当性を判断するための評価。また、リスク評価は、第一種特定化学物質及び第二種特定化学物質の該当性等を判断するための評価。

### (3) 化学物質公示名称原案の提供

化審法、労働安全衛生法等において新たに公示される化学物質について、経済産業省の要請に基づき、国際的ルールに従った公示名称の原案を提供する。その際、公示名称については対象物質の化学構造との同一性を追求するとともに他の化学物質関係法令との一層の整合を図る。

### (4) 化審法関連情報の整備・提供

事業者の化学物質管理等に資するため、化審法関連業務で得られた情報を整備・提供する。

### (5) 評価手法、制度の見直しや運用改善の提案

法施行支援で培った技術・知見を使って、評価手法の高度化、制度の見直しや運用改善等の検討を行い経済産業省等に提案する。

## 2. 化管法及び化兵法の執行・執行支援業務

特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（以下「化管法」という。）及び化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律（以下「化兵法」という。）の執行等を支援する。

### (1) 化管法の執行支援業務

化管法の執行を支援するため、経済産業省の要請に基づき、排出量の算出方法等に関する問合せ対応等の事業者等への支援を行うとともに、事業者等から届け出られる PRTR（※）データの集計、解析等を行い、国や事業者等に結果を提供する。また、法施行支援で培った技術・知見を使って、運用改善や次期化管法対象物質選定等の制度の見直しの検討を行い経済産業省に提案する。

#### ※PRTR：

**Pollutant Release & Transfer Register** 人の健康や生態系に有害な影響を与えるおそれのある化学物質について、事業所から環境への排出量及び事業所外への移動量を、事業者が把握し国に届け出るとともに、国が集計して公表する制度。

#### ① 事業者等からの届出データの集計等

化管法の執行を支援するため、事業者等からの PRTR 届出書を処理する電子計算機システムの運用等を行うとともに、PRTR データの集計等を行い、結果を国に提供する。

#### ② 解析結果の普及・活用促進等

集計した PRTR データを解析するとともに解析結果の有効活用法について検討を行い、排出量データについて地図上に表示可能な形式でのデータの提供とその活用方法の提示等を通じて、事業者や国等における化学物質管理への活用の促進と、国民への理解の増進を図る。また、化審法のリスク評価結果の活用等により、リスクの懸念のある地域が存在する自治体に働きかけを行い、事業者や自治体の化学物質管理の改善の促進を図る。

#### ③ 排出量の算出方法の正確性向上、運用改善及び次期化管法対象物質選定方法の提案

法施行支援で培った技術・知見を使って、運用改善や次期化管法対象物質選定等の制度の見直しの検討を行い経済産業省に提案する。

### (2) 化兵法の執行業務

化兵法の執行を支援するため、国際機関による検査への立会い等及び特定物質の許可製造者等に対する立入検査等について、経済産業省の指示に基づき、的確に実施する。

### 3. 化学物質管理情報の整備、提供の強化等

化学物質管理に有用な情報の整備・提供、化学物質管理の国際調和に貢献する技術的支援及び化学物質管理に係る新たな手法の開発・運用改善を通じて、事業者の自主管理に係るコストを適正化し、新規化学物質・製品の開発を支援することによって、健全な経済発展や国民生活の安全の更なる質的向上を目指す。

#### (1) 化学物質管理情報の整備、提供

国内外における化学物質の法規制情報やリスク評価結果等を収集、整理し、化学物質管理プラットフォームである化学物質総合情報提供システム（NITE-CHRIP）の更新を迅速かつ的確に行う。また、政府 GHS（※）分類の分類結果等を整備し、事業者等による SDS（Safety Data Sheet：安全データシート）作成等に必要な最新かつ有用な化学物質の安全性等に関する情報を提供する。

さらに、国際的な情報基盤である日 ASEAN 化学物質管理データベース（AJCSD）の運用機関として、日 ASEAN 経済産業協力委員会化学産業ワーキンググループでの合意に基づき、日 ASEAN における化学物質関連の規制情報を的確に整備、提供する。

#### ※ GHS：

The Globally Harmonized System of Classification and Labelling of Chemicals（化学品の分類及び表示に関する世界調和システム）化学物質の危険有害性の分類及びラベル、SDS による情報伝達に関する国際的に調和されたシステム。化学品の危険有害性を国際的に調和された基準に従って分類し、危険有害性の特徴を視覚的に示した絵表示を用いてラベルや SDS にわかりやすく表示する。化学品を取り扱う人々に危険有害性に関する情報を正確に伝えることにより、人の安全や健康及び環境の保護を行うことを目的とするもの。

#### (2) 化学物質管理に関する理解促進、普及啓発

事業者等の適切な化学物質管理を支援するとともに事業者、国民等の化学物質管理に関する理解を促進するため、国内外における法規制動向等に関する情報を収集・整理し、情報の受け手側のニーズ等を踏まえながら、メールマガジン、セミナー等を活用し効果的でタイムリーな情報発信を行う。

#### (3) 化学物質管理に関する課題解決、国際調和のための検討や事業者等への技術的支援

現在の化学物質管理の課題や今後の社会の変化に対応するため、国際動向も踏まえて中長期的な視点に立ち、ライフサイクル全体を見据え、化学物質の新たな評価・管理技術の導入、制度等見直し・運用改善の提案、国際的枠組みへの対応及びこれらの基礎となる化学物質管理情報基盤の構築を行う。また、これらの取組を通じて、事業者の自主的な化学物質管理の促進、自主管理に係るコストの適正化、新規化学物質・製品の開発等を支援する。これらの検討に資するため、蓄積した情報・技術の活用、国内外関連情報の収集、及び関係機関との連携関係の構築を行う。

### <指標>

（定量的指標）

指標 2-1：技術的支援や情報基盤の拡充等のベースとなる、化審法、化管法及び化兵法等の法執行支援業務を全件実施する。

- ・新規化学物質の事前審査・確認に関する資料作成件数（全件実施）
- ・化審法に基づく立入検査の実施件数（全件実施）
- ・化学物質のスクリーニング評価及びリスク評価に関する国に対する情報提供件数（全件実施）
- ・新たな化学物質の公示名称原案作成物質数（全件実施）

- ・ PRTR データ集計の実施件数（全件実施）
- ・ 化兵法に基づく国際機関による検査等への立会い実施件数、実態調査件数（全件実施）
- ・ 化兵法に基づく立入検査等の実施件数（全件実施）
- ・ 各法執行支援業務で得られた情報の整備・提供（全件実施）
- ・ 3省（厚生労働省、経済産業省、環境省）が実施した GHS 分類結果の確認及び公表件数（全件実施）

（定性的指標）

指標 2-2：国に対し、化学物質の評価・管理技術の導入や制度等見直し・運用改善に係る提案及び情報提供を積極的に行い、産業発展との適切なバランスや国際調和を確保した規制の在り方に関する国の検討に貢献する。（アウトカム指標）【重要度高・困難度高】

＜達成されるべき状況や水準＞

- ・ 化学物質の評価・管理技術の導入や制度等見直し・運用改善に係る機構の提案及び情報提供が、審議会など国内規制の在り方に関する国の検討において活用された場合

＜所期の目標を上回る状況や水準を達成したと評価すべき事項＞

- ・ 国内規制の在り方に関する国の検討において、化学物質の評価・管理技術の導入や制度等見直し・運用改善に係る機構の提案が、新技術導入や制度改正等につながり、特筆すべきものとして客観的に認められる場合

#### ＜目標を上回る水準として考慮する事項＞

- ・ 法執行支援業務で蓄積した情報・技術等を基に実施する、事業者や行政等に対する技術的支援や情報発信等の取組の効果として、事業者における技術的課題の解決を通じ自主管理能力の向上が図られ、特筆すべきものとして認められる場合。あるいは、同取組の効果として、真に評価に注力すべきリスク懸念がある物質への行政におけるリソースの選択と集中等を通じて規制の適正化に大きく貢献したと認められる場合
- ・ 新たな物質評価技術等の確立や国際動向等を踏まえた化学物質管理のスコープ拡大への対応に貢献し、特筆すべきものとして認められる場合。また、化学物質管理に関する関係省庁・機関との連携に大きく貢献したと認められる場合

#### ＜目標水準の考え方＞

指標 2-1：経済産業省からの指示・要請に対し、全数を実施する。

指標 2-2：化学物質の評価・管理技術の導入や制度等見直し・運用改善に係る機構の提案及び情報提供が、審議会など国内規制の在り方に関する国の検討において活用された場合を、達成されるべき状況や水準とする。具体的には、新たな評価手法の導入や法定試験法の見直しに向けた外部有識者との検討会議で活用された場合を想定。その上で、所期の目標を上回る状況や水準を達成したと評価すべき事項は、国内規制の在り方に関する国の検討において、化学物質の評価・管理技術の導入や制度等見直し・運用改善に係る機構の提案が、新技術導入や制度改正等につながり、特筆すべきものとして客観的に認められる場合とする。具体的には、よりマクロな視点で議論を行う関係省庁との合同審議会での結論によって、新技術導入や制度改正等につながると客観的に認められる場合を想定。

## <重要度高・困難度高の設定理由>

指標 2-2 :

【重要度高】化学物質管理の範囲が拡大する中で産業発展との適切なバランスや国際調和を確保した規制の在り方を検討することが喫緊の課題となっている状況下、機構には、化審法、化管法、化兵法の執行支援業務等を通して得た情報・知見を基に、最新の国際動向・技術動向等を踏まえながら、国に対して、国内の化学物質管理制度の見直しや審査合理化等の運用改善に繋がり得る重要な提案・情報提供を行うことが求められるため。

【困難度高】化学物質の評価・管理技術の導入や制度等見直し・運用改善は、コストや効率性等の観点のみならず、様々なステークホルダー（関係省庁や産業界等）の視点を取り入れながら検討されるべきものであり、審議会等への提案に際しては、科学的根拠の取得や関係者との事前調整など、困難度が高い業務に対応する相当の努力が必要となる。加えて、国際動向が刻一刻と変化する中、スピーディーかつタイムリーな提案が求められるため。

### II-3. バイオテクノロジー分野

経済産業省によるバイオ政策の下、生物遺伝資源等の利用における社会的リスクの低減を図りつつ、生物遺伝資源や関連データの利活用促進を通して、我が国の強みを活かしたバイオ産業の健全かつ中長期的な発展に貢献する。

以下の1. から4. までの業務を実施するものとし、指標もあわせて設定する。

#### 1. 生物遺伝資源の産業利用促進

バイオエコノミー戦略が掲げる、我が国の強みを活かした世界最先端のバイオエコノミー社会の実現に貢献する。そのために、国際動向や近年のバイオテクノロジーにおける進展を踏まえ、知的基盤整備計画等に基づき世界トップクラスの微生物遺伝資源機関として、微生物遺伝資源の充実を図るとともに、バイオとデジタルの融合に向けた横断的プラットフォームの基盤整備を進め、さらなる生物資源データの集約・拡充、及びデータの利活用促進を図る。

これにより、我が国の強みを活かしたバイオ産業の発展に貢献するとともに、生物遺伝資源の更なる利用促進を図るため、新事業創出に資する企業等をはじめ、幅広い産業を支援する。

##### (1) 微生物遺伝資源の収集・保存・提供

生物多様性条約や名古屋議定書等生物遺伝資源に関する国際動向等を踏まえ、我が国産業界等が利用可能な微生物遺伝資源の収集を行うとともに、ユーザーニーズを的確に捉えた微生物遺伝資源を提供（分譲）し、利用を促進する。特に、産業界等のニーズを踏まえ、カーボンリサイクル社会の実現に資するCO<sub>2</sub>固定微生物、病気や健康との関連から注目されているヒト由来微生物、海洋プラスチックごみ問題の解決に資するプラスチック分解関連微生物等の収集に注力する。

また、微生物遺伝資源の品質管理の向上やバイオバンク（微生物等生物材料とその関連情報を収集・保管・提供する施設）の運営管理要件等に関する国際標準化への対応を図るとともに、微生物遺伝資源を安定的に保存、供給する体制を維持する。

##### (2) 世界最先端のバイオエコノミー社会の実現に向けた生物遺伝資源情報の収集・提供及び利活用促進

我が国の強みを活かした世界最先端のバイオエコノミー社会の実現に貢献するため、バイオとデジタルの融合に向けた横断的プラットフォームの基盤整備を進めるとともに、さらなる生物資源データの集約・拡充、及びデータの利活用促進を図る。

### (3) 生物遺伝資源やその情報の利活用を通じた産業化の支援

生物遺伝資源やその情報の利活用による産業化を支援するため、企業等との共同事業等により、企業等による生物遺伝資源や関連データを利用した製品化及び事業創出の実現、バイオ産業が抱える共通課題の解決を支援する。

また、国家プロジェクト等を通じて微生物遺伝資源及び関連情報を利用したものづくり（バイオものづくり）の促進・支援、腸内マイクロバイオームの産業利用に向けた基盤整備、カーボンニュートラル促進のための微生物利用環境整備並びに海洋プラスチックごみ問題への対策の一つである、海洋生分解性プラスチックの開発・普及に係る評価等基盤整備を行う。特に、GI 基金事業においては、CO<sub>2</sub> 固定微生物の収集とデータプラットフォームの整備によりバイオものづくりを促進し、これらの成果を企業等からのフィードバックデータも含めて早期から事業者が利用できる GI フォーラムの運用を通して企業等の支援を行う。

さらに、企業等が保有する生物遺伝資源のバックアップを実施することにより、企業等における生物遺伝資源の消失リスクを低減し、安定的な生物遺伝資源の利用を促進・支援する。

### (4) 産業界における生物遺伝資源及びその情報の利用促進のための人材育成、普及啓発活動

利用者の拡大や微生物遺伝資源への認知度向上に向けて、微生物遺伝資源ユーザーの人材育成や次世代を担う人材等への普及啓発活動を行う。

## 2. 特許法に基づく特許微生物の寄託業務

特許法施行規則第 27 条の 2 及び 3 の規定に基づく我が国唯一の特許微生物寄託機関として、微生物の寄託の受付、生存確認試験、保管、分譲等からなる特許微生物寄託事業を的確に実施する。また、特許寄託微生物の安定的な保存に資するため、保存技術に関する研究開発を行い活用するとともに、微生物の利用者に対して広く普及促進する。

## 3. 生物遺伝資源に関する安全性確保

バイオ産業の健全な発展のため、遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（以下「カルタヘナ法」という。）の執行・支援、微生物によるバイオレメディエーション利用指針への適合確認の申請支援及びバイオテクノロジーを活用した安全に関する情報の提供等を行う。

### (1) カルタヘナ法の申請等に係る審査・技術的な支援

経済産業省の要請に基づき、カルタヘナ法第二種使用等における大臣確認のための審査及び技術的支援を行う。また、遺伝子組換え生物の第一種使用等における大臣承認の審査支援を行う。さらに、カルタヘナ法規制・手続きの合理化について、経済産業省の支援を行う。

### (2) GILSP 遺伝子組換え微生物リストの告示原案の作成

経済産業省の要請に基づき、「遺伝子組換え生物等の第二種使用等のうち産業上の使用等に当たって執るべき拡散防止措置等を定める省令別表第一号の規定に基づき経済産業大臣が定める GILSP 遺伝子組換え微生物（※）」の原案作成を行う。

※GILSP（Good Industrial Large Scale Practice）遺伝子組換え微生物：

特殊な培養条件下以外では増殖が制限されること、病原性がないこと等のため最小限の拡散防止措置を執ることにより使用等を行うことができるものとして、経済産業大臣等が定めるもの

### (3) 立入検査

カルタヘナ法に基づく製造事業者等に対する立入検査について、経済産業省の指示に基づき、的確に実施する。

### (4) 微生物によるバイオレメディエーション利用指針への適合確認の申請支援

経済産業省の要請に基づき、微生物によるバイオレメディエーション利用指針への適合確認の申請支援を行う。

#### (5) バイオテクノロジーを活用した安全性等評価

バイオテクノロジーを活用した製品等の評価に係る支援を行うとともに、技術基準や規格等について、経済産業省や関連団体に対し、技術的支援や提案を行う。

また、製品安全及び消費者安全行政を支援するため、製品安全分野が実施する重大製品事故及び非重大製品事故の原因究明調査のうち、人体に悪影響を及ぼす化学物質等に係る製品事故について、製品安全分野からの依頼に基づき、バイオテクノロジーを利用した原因分析を行い、その分析結果を報告する。

#### (6) 微生物安全情報の提供

既存のバイオ関連業種のみならず、異業種からのバイオ産業分野への参入が広がりつつあること等も踏まえ、バイオテクノロジーの産業利用における社会的リスクの低減に寄与するため、微生物安全情報の提供を行う。

### 4. 生物多様性条約への対応

国内バイオ産業の国際的な発展に資する活動を支援するため、生物多様性条約に基づく海外の生物遺伝資源を取得する機会とそれを利用する環境を企業等に提供する。

#### (1) 生物遺伝資源の国際移転に関する取組

アジアを中心とした海外の関係機関との連携を推進し、これまで構築してきたアジア諸国/地域との協力体制等を活用した生物遺伝資源の国際移転に関する枠組みを通じた取組を実施する。

#### (2) バイオ産業に関する国際条約についての情報の収集・整理・提供

生物多様性条約や名古屋議定書等のバイオ産業に関する国際条約についての情報を収集・整理・提供する。

### <指標>

(定量的指標)

指標3-1：バイオものづくり支援基盤としての生物遺伝資源・データプラットフォームの活用による社会実装の具体的な出口イメージを持つ企業等からの申し込みにより、NBRC が課題解決に向けて 53 機関以上の企業等を支援すること、及び GI フォーラム参画機関からのデータのフィードバック（1件以上）によりデータプラットフォームの充実化を図ることで、社会実装に貢献する。(アウトカム指標)【重要度高・困難度高】

指標3-2：新たな微生物遺伝資源の収集数 150 株（うち、CO<sub>2</sub>固定微生物、ヒト由来微生物、海洋生分解性プラスチック関連微生物で 75 株）

指標3-3：特許法に基づく特許微生物の寄託の実施件数（全件実施）

指標3-4：カルタヘナ法に基づく遺伝子組換え生物等の産業上の使用等の申請に関する審査件数（全件実施）

指標3-5：GILSP 遺伝子組換え微生物リストの告示原案の作成件数（全件実施）

指標3-6：カルタヘナ法に基づく立入検査の実施件数（全件実施）

指標3-7：微生物によるバイオレメディエーション利用指針への適合確認の申請支援件数（全件実施）

### <目標を上回る水準として考慮する事項>

- ・ 機構が課題解決の支援を行うことで製品化・事業化が実現し、それによりバイオ産業の中長期的な発展に貢献することが期待される場合

## <目標水準の考え方>

指標 3-1：これまでの加入実績、直近の新規加入状況、イベント等を踏まえた加入見込み状況、及び令和 7 年度に予定しているイベントを加味した上で 53 機関として設定。(令和 6 年度は、GI フォーラムに同一コンソーシアム内で複数企業が参画している場合も 1 機関とカウントしていたが、令和 7 年度は 1 企業を 1 機関としてカウント)。また、令和 6 年 4 月に立ち上げた GI フォーラムにおいて、参画機関における実験データ等を機構にフィードバックする取組を開始することから、フィードバック件数 1 件として設定。

指標 3-2：令和 4 年度において 193 株、令和 5 年度において 255 株を収集し、各年度での目標を上回ったところではあるが、令和 7 年度に収集を予定している微生物の入手難易度等を考慮し、引き続き 150 株の収集を目指す。更に、カーボンリサイクル社会の実現に資する CO<sub>2</sub> 固定微生物、病気や健康との関連から注目されているヒト由来微生物、海洋プラスチックごみ問題の解決に資するプラスチック分解関連微生物等の収集に注力するため、目標とする 150 株の内訳として 75 株を新たに設定。なお、全体 150 株及び内訳の 75 株それぞれの達成状況を基に評価を行う。

指標 3-3 から 3-7：経済産業省からの指示・要請に対し、全数を実施する。

## <重要度高・困難度高の設定理由>

指標 3-1：

**【重要度高】** バイオエコノミー戦略で掲げた全体目標「2030 年に世界最先端のバイオエコノミー社会を実現」するため、機構バイオテクノロジーセンター (NBRC) では、これまでバイオとデジタルの融合に向けたデータプラットフォームの基盤整備・拡充、及び利活用促進を進めてきたが、生物遺伝資源や関連データの利活用によるバイオものづくり等の社会実装を加速化するためには、機構はユーザーが抱える具体的な共通課題の解決もあわせて行っていく必要がある。令和 7 年度目標は、NBRC が課題解決に向けて 53 機関以上の企業等を支援することを設定した。本支援は、生物遺伝資源及び関連データのプラットフォームの活用による着実な社会実装を加速化するため、NBRC が先導し、かつ企業等と共同で共通課題の解決を図っていくものであり、その実施数は重要な指標である。

また、CO<sub>2</sub> 固定微生物を用いたバイオものづくりの社会実装にあたっては、微生物資源、及び微生物の遺伝子や培養、代謝等に関するデータを集積し提供する、生物遺伝資源・データプラットフォームの確立が重要である。機構はプラットフォーマーとして、オープン・クローズに留意しつつ、国内企業が豊富なデータにアクセスし、活用しやすい仕組みを確立することを目指す。そのために、GI フォーラムを通じて国内企業からフィードバックされた情報をプラットフォームに集約していくことが重要であるため。

**【困難度高】** 参画機関に対し有用な支援を提供し続けなければ既存の参画機関を維持することも困難な中で、さらに参画機関数を伸ばすのは相応の活動が必要であるため。

また、互いが競合相手となりうる企業間でのデータ共有を実現するためには機構からの強い働きかけが必須であり、GI フォーラム参画機関においても、取得データによる商業利用の可能性、協調領域で利用されることの整理など、データ取得から機構への提供までには、通常数年単位の期間を要するため。

## II-4. 適合性認定分野

経済産業省による基準認証政策の下、産業標準化法や計量法に基づく着実な制度の運用や、国際的枠組における活

動を通じて、我が国認定機関としての信頼性維持や能力の向上を図る。

以下の1. から4. までの業務を実施するものとし、指標もあわせて設定する。

## 1. 産業標準化法に基づく登録制度の執行等

### (1) 試験事業者の登録・更新

産業標準化法に基づく試験事業者の登録制度（JNLA）における試験事業者の登録・更新を迅速、的確かつ効率的に実施する。状況に応じて、Web 会議ツール等を用いた遠隔審査を組み合わせる。

また、JNLA の利用拡大に向け、標章を付した証明書を発行する登録事業所数の維持・増加のための取組を実施する。

さらに、申請及び届出のオンライン提出の支援を行い、その普及を推進する。

### (2) 登録試験事業者に対する立入検査

登録試験事業者に対する立入検査を的確に実施する。

### (3) 登録区分の改正原案の作成

経済産業省からの要請に応じ、日本産業規格（JIS）の制定・改正に対応した JNLA における登録区分の改正原案の作成を行う。

### (4) 国際相互承認取決に対応した試験所の認定等の実施

国際相互承認取決に対応した試験所の認定審査及び認定試験所に対する認定維持審査を迅速、的確かつ効率的に実施する。状況に応じて、Web 会議ツール等を用いた遠隔審査を組み合わせる。

## 2. 計量法に基づく登録及び認定制度の執行等

### (1) 校正事業者の登録・更新

計量法に基づく校正事業者登録制度（JCSS）における校正事業者の登録・更新を迅速、的確かつ効率的に実施する。状況に応じて、Web 会議ツール等を用いた遠隔審査を組み合わせる。

また、JCSS の利用拡大に向け、標章を付した証明書を発行する登録事業所数の維持・増加のための取組を実施する。

さらに、申請及び届出のオンライン提出の支援を行い、その普及を推進する。

### (2) 登録校正事業者に対する立入検査

登録校正事業者に対する立入検査を的確に実施する。

### (3) 特定計量証明事業者の認定・更新等

計量法に基づく特定計量証明事業者認定制度（MLAP）における特定計量証明事業者の認定・更新を迅速、的確かつ効率的に実施するとともに、認定事業者に対するフォローアップ調査を的確に実施する。状況に応じて、Web 会議ツール等を用いた遠隔審査を組み合わせる。

さらに、申請及び届出のオンライン提出の支援を行い、その普及を推進する。

経済産業省が MLAP の認定基準を改正する場合には、当該改正に対応した申請受入れ及び審査実施体制の構築を迅速、的確かつ効率的に行う。

### (4) 認定特定計量証明事業者に対する立入検査

認定特定計量証明事業者に対する立入検査を的確に実施する。

### (5) 国際相互承認取決に対応した校正事業者の認定等の実施

国際相互承認取決に対応した校正事業者の認定審査及び校正事業者に対する認定維持審査を迅速、的確かつ効率的に実施する。状況に応じて、Web 会議ツール等を用いた遠隔審査を組み合わせる。

### 3. 製品評価技術基盤機構認定制度の実施

JNLA や JCSS、MLAP では対応できない分野を主な認定対象とする製品評価技術基盤機構認定制度(ASNITE)において、安全の確保、国内外の取引の円滑化等の政策的・社会的要請を踏まえ、試験所や校正事業者、製品認証を行う機関、IT セキュリティ分野の評価機関等の認定審査及び認定維持審査を迅速、的確かつ効率的に実施する。状況に応じて、Web 会議ツール等を用いた遠隔審査を組み合わせる。

また、社会ニーズを迅速に把握し、国や産業界からの要請に的確に応じて、新規分野の審査実施体制の構築及び認定を迅速、的確かつ効率的に行うとともに、ASNITE の利用拡大に向け、標章を付した証明書を発行する認定事業所数の維持・増加のための取組を実施する。

さらに、申請及び届出のオンライン提出の支援を行い、その普及を推進する。

### 4. 認定の信頼性確保及び普及に関する取組

#### (1) 認定制度等における調査や立入検査等の実施

法令（産業標準化法、相互承認実施法、製品安全4法）に基づき実施する調査や立入検査等は、経済産業省の指示を踏まえ、迅速、的確かつ効率的に実施することにより、我が国の認定制度等の信頼性確保を図る。状況に応じて、Web 会議ツール等を用いた遠隔審査を組み合わせる。

なお、産業標準化法に基づく調査については迅速化のための運用を継続する。

#### (2) 新たな技術や製品等に係る認定に向けた対応強化

産業において認定が必要な分野に時機を逸することなく認定制度の提供に向けた対応を行うため、社会ニーズや市場創出効果が高い新たな技術や製品等に係る分野について、認定ニーズ調査を実施し、認定プログラムの創設・拡充に向けた企画立案を行う。また、日本の適合性評価制度の発展のため、外部組織との連携を強化するとともに、標準化人材の育成プログラムを実施する。

#### (3) 認定に係る国際関係業務

認定を通じた取引の円滑化と国際展開を支援するため、認定制度に係る国際組織等の活動に参画し、国際相互承認取決の資格・権限を維持するとともに、国の認定機関としての信頼性の維持及び能力の向上を図る。

#### (4) 認定制度の普及促進

知的基盤整備計画を受けた計量標準の利用促進方策を含め、産業界等に向けて認定制度の普及促進のための広報活動等を実施し、国内外の取引の円滑化等に貢献する。

#### (5) 認定業務のさらなる電子化推進

機構が運用する認定制度において、既存の業務管理の仕組みと審査業務の仕組みを連携し、審査業務のセキュリティを確保しつつ、認定業務全体の効率化、迅速化を推進することで、申請者の負担軽減を含めたサービス向上を図る。

## <指標>

(定量的指標)

指標4-1：ASNITE に基づく認定プログラムの創設・拡充について、2件以上とした上で、当該プログラムが開発すべきものと認められた時点から制度の創設・拡充までの期間を、創設の場合は平均9か月以内、

拡充の場合は平均4か月以内とする。

指標4-2: JNLAにおける登録・更新審査の実施件数(全件実施)

指標4-3: JNLAにおける立入検査の実施件数(全件実施)

指標4-4: 国際相互承認取決に対応した試験所の認定審査及び認定維持審査の実施件数(全件実施)

指標4-5: JCSSにおける登録・更新審査の実施件数(全件実施)

指標4-6: JCSSにおける立入検査の実施件数(全件実施)

指標4-7: MLAPにおける認定・更新審査及びフォローアップ調査の実施件数(全件実施)

指標4-8: MLAPにおける立入検査の実施件数(全件実施)

指標4-9: 国際相互承認取決に対応した校正事業者の認定審査及び認定維持審査の実施件数(全件実施)

指標4-10: ASNITEにおける認定審査及び認定維持審査の実施件数(全件実施)

指標4-11: 各法律に基づく認証機関、適合性評価機関及び検査機関の調査及び立入検査の実施件数並びに JIS 試験検査の実施件数(全件実施)

指標4-12: 産業標準化法に基づく調査において迅速に指摘事項の改善を行うよう登録認証機関へ指示する件数(全件実施)

(定性的指標)

指標4-13: 「認証産業活用の在り方検討会」の中間整理(令和6年8月)を踏まえて、認定に係る審査、プログラムの開発、国際的な検討の場への参加などの活動を通じて得た認定等に関する知見を基に、企業、認証機関等との対話や国内外の適合性評価に関する情報の発信、企業等に対する研修などを積極的に実施することにより、我が国の適合性評価活動の活性化及び適合性評価を活用した我が国企業が強みとする分野における市場の創出や、既に獲得した市場の維持・拡大、また、持続可能な社会の構築などの社会課題の解決等に貢献する。(アウトカム指標)【重要度高・困難度高】

<所期の目標を上回る状況や水準を達成したと評価すべき事項>

・ 認証・認定産業の活性化

機構が認定した適合性評価スキームも含め、企業、認証機関等との対話や国内外の適合性評価に関する情報の発信、企業等に対する研修などの結果、適合性評価スキームの活用件数の増加に機構が貢献したことが明らかである場合

また、認定プログラムの創設・拡充及び情報発信等の結果、以下の成果が確認できる場合

・ 強みを生かした市場創出

適合性評価を活用することで新たに市場が創出され、その適合性評価スキームの創設に機構が貢献したことが明らかである場合

・ 市場の維持・拡大

適合性評価を活用することで日本企業の市場の維持・拡大への効果が発現し、その適合性評価スキームの創設に機構が貢献したことが明らかである場合

・ 持続可能な社会の構築

適合性評価を活用した取組について、国連開発計画(UNDP)のSDGsの達成に貢献をしたことが明らかであり、その適合性評価スキームの創設に機構が貢献したことが明らかである場合

## ＜目標水準の考え方＞

指標 4-1：創設・拡充するプログラム数を 2 件以上とすることで前年度までの水準を維持しつつ、令和 7 年度は、認定プログラムの創設・拡充に要する期間短縮によって、認定プログラムの早期活用に繋げることにより、その活用数の増加を期待するもの。期間については、過去実績のうち特殊要因を除いた平均値に基づいて、数値目標を設定。

指標 4-2 から 4-12：経済産業省からの指示・要請に対し、全数を実施。

指標 4-13：我が国の適合性評価活動の活性化及び適合性評価を活用した我が国企業が強みとする分野における市場の創出や、既に獲得した市場の維持・拡大、また、持続可能な社会の構築などの社会課題の解決等への機構の貢献を求め、それにより国民生活及び社会経済への好影響を及ぼすことを期待するもの。

## ＜重要度高・困難度高の設定理由＞

指標 4-13：

【重要度高】「認証産業活用の在り方検討会」の中間整理（令和 6 年 8 月）において、認定機関に求めるものとして、認定・認証のニーズ分析の強化と新たな注力分野、対応範囲の拡大可能性の検討、蓄積された情報・知見を活かした企業に向けた情報提供・研修等の事業を検討・実施などを示した。我が国では認証に限らず認定の分野でも民間機関が活躍しており、認証・認定産業の活性化や市場の創出・維持・拡大のためには、行政の取組のみならず、それら民間事業者との連携も重要である。機構には、着実な法執行支援に限らず、認定に係る審査、プログラムの開発、国際的な検討の場への参加などの活動を通じて得た認定等に関する知見を活用し、そのポテンシャルを政策面でも最大限発揮することが求められるため。

【困難度高】我が国の適合性評価活動の活性化及び適合性評価を活用した我が国企業が強みとする分野における市場の創出や、既に獲得した市場の維持・拡大、また、持続可能な社会の構築などの社会課題の解決等というアウトカムを得るためには、機構が認証機関等との対話や企業等への研修を実施することで、企業が強みとする分野でのニーズの把握や企業等に対する認証・認定制度活用の気づきの機会を提供する必要がある。これら機構の積極的な取組が必須となるだけでなく、把握できた企業のニーズ等の中からアウトカムにつながる適合性評価スキームを効果的・効率的に目利きしていくといった必要もあるため。

## II-5. 国際評価技術分野

蓄電池産業戦略（蓄電池産業戦略検討官民協議会、令和 4 年 8 月 31 日策定）や経済産業省による標準化政策の下、定置用や車載用を含む先端蓄電池システム等の戦略的技術分野における国際競争力の強化に貢献する。また、経済産業省による電気保安政策の下、再生可能エネルギー発電設備導入拡大やスマート保安（※）推進加速といった進展する状況変化下での持続的な電気保安水準の維持・向上に貢献する。

※スマート保安：

急速に進む技術革新やデジタル化、少子高齢化等が一層深化する環境変化の中、官民が連携し、IoT や AI などの新技術の導入等により産業保安における安全性と効率性を追求する取組をいう。

以下の 1. 及び 2. の業務を実施するものとし、指標もあわせて設定する。

### 1. 蓄電池システムに関するグローバル認証基盤整備等業務

IEC/TC120（電気エネルギー貯蔵システム、日本提案で設立）等における定置用先端蓄電池システムの試験・評価

に関する国際標準化を支援するとともに、関係機関と連携しつつ、標準化後の認証基盤整備に貢献する。

また、定置用や車載用を含む先端蓄電池システムに関する試験評価拠点を適合性評価の実施に活用するため、関係機関と連携しつつ当該評価拠点を活用した試験評価のサービスを実施するとともに、急速な技術進歩に伴い複雑化・高度化する試験に対応するため、OJTの実施や外部機関が行う技術的な研修の受講を通じて、試験人員の教育やノウハウの拡充を行い、専門性を高める。あわせて、令和5年度に整備した先端技術評価実験棟について、車載用蓄電池システムに関する標準化に貢献するため、稼働を本格化させるとともに、全固体電池を用いた先端蓄電池システムに関する試験・評価を着実に実施する。

さらに、普及啓発活動や事業者訪問等を行い、当該評価拠点の認知度向上や業界ニーズの把握を行うとともに、ニーズに応じて顧客へのコンサルティングを強化し、より顧客のソリューションに資する技術・サービスを提供することで試験サービスの拡充を行う。

加えて、当該評価拠点を活用して、試験ニーズに応じていくことを目的とした新たな試験評価技術の開発を実行するとともに、日本の蓄電池システム産業競争力向上に資する有益で活用可能なデータ等の取得・解析を進め、蓄電池システムに関係する国内の様々なステークホルダーでの共有と活用を推進しながら、業界団体と連携しガイドライン（JIS、業界ガイドライン等）の策定に向けた検討を進める。

## 2. 電気保安技術支援業務

再生可能エネルギー発電設備導入拡大、蓄電所や電力貯蔵装置としての蓄電池の活用拡大、スマート保安推進加速といった進展する状況変化の下で、中小規模発電設備設置者やスマート保安技術を有する中小企業事業者などを含め、社会全体として持続的な電気保安水準の維持・向上に貢献する。

そのため、電気保安に係る事故情報の整理・分析、事故実機調査の実施、事故分析・調査の高度化に資する情報システムの運用・改修、経済産業省が指示する再生可能エネルギー発電設備等に対する電気事業法に基づいた立入検査の的確な実施、蓄電所や電力貯蔵装置としての蓄電池の安全な活用拡大に向けた取組、スマート保安技術の的確な導入促進に向けた取組等、電気保安に関する官民への専門的支援を検討・実施しつつ、体制の整備を行う。

あわせて、官民の安全に対する意識向上を図るため、電気保安水準の維持・向上に資する安全情報を広く発信する。

### <指標>

（定量的指標）

指標5-1：機構が国内企業や公的機関等と実施した試験・評価を通じた先端蓄電池システムの実用化・認証取得等を合計8件以上とし、先端蓄電池システムの更なる実用化等に貢献する。（アウトカム指標）【重要度高・困難度高】

指標5-2：持続的な電気保安水準の維持・向上に資するスマート保安技術カタログの発信、スマート保安に関連する技術調査、事故情報分析や事故実機調査等で得られた知見を活用した国への報告・助言を、国と調整の上、7件以上実施するとともに、電気事故への注意喚起や安全対策等についての講演会・プレスリリースを行うことにより電気事故の未然防止・再発防止に貢献する。

指標5-3：電気事業法に基づく立入検査の実施件数（全件実施）【重要度高】

（定性的指標）

指標5-4：先端技術評価実験棟を活用して、国内企業や公的機関等と実施する全固体電池を用いた先端蓄電池システムに関する試験・評価を着実に実施する。

指標 5-5：事故情報の報告、整理、分析の円滑化（関係するシステムの運用・改修を含む。）、電気事業法に基づく立入検査業務の高度化、再発防止に向けた提案を通じ、電気保安水準の向上に貢献することを目指す。（アウトカム指標）

### <目標を上回る水準として考慮する事項>

- ・ 先端蓄電池システムに関する定量的指標の成果のうち、以下に該当する特筆すべき成果に繋がった場合
  - ・ 機構が国内企業や公的機関等と実施した試験・評価により、世界初・業界初の先端蓄電池システムの実用化等に繋がった場合
  - ・ 機構が国内企業や公的機関等と実施した試験・評価により、企業等の事業計画よりも前倒しで実用化等に繋がった場合
- ・ これまで機構が実施してきた先端蓄電池システムに関する試験・評価により蓄積された知見から、以下の成果に繋がった場合
  - ・ 試験データの利活用又は機構が国内企業や公的機関等と実施した試験・評価により、ルール形成・改訂（規制合理化・標準化・業界ガイドライン整備等）が実現
  - ・ 新たに開発・整備した試験手法等を活用した試験の実施
- ・ 事故実機調査で得られた知見等を基に、電気保安制度の見直しに反映できた場合など、社会的インパクトが顕著に認められた場合
- ・ 自然災害に先立ち適時プレスリリースを行うことに加えて、立入検査結果等の分析に基づく視点を電気工作物の設置者や主任技術者に対する注意喚起に盛り込むことにより電気事故の未然防止・再発防止に著しく繋がる提言（電気工作物の設置者や電気保安従事者に対する提言）ができた場合

### <目標水準の考え方>

指標 5-1：機構が国内企業や公的機関等と実施した試験・評価を通じた先端蓄電池システムの実用化・認証取得等の過去3年の実績の平均値である8件を目標として設定。

指標 5-2：機構におけるスマート保安技術カタログへの過去掲載案件のうち保安技術モデルに限定した実績、スマート保安に関連する技術調査、事故情報分析及び事故実機調査等の分析を基とした国への報告・助言実績を踏まえて設定。昨年度以上に機構の努力を促す水準として設定。

指標 5-3：経済産業省からの指示・要請に対し、全数を実施する。

指標 5-4：全固体電池は次世代の電池として注目され世界で実用化に向けた動きが加速しているところ、全固体電池を用いた先端蓄電池システムに関する試験・評価を着実に実施することを所期の目標を達成している水準として設定。

指標 5-5：既存業務への取組に創意工夫を凝らし業務の質的向上に取り組んだ結果として、電気保安水準の向上への貢献度合に応じて評価するもの。

### <重要度高・困難度高の設定理由>

指標 5-1：

【重要度高】蓄電池システムの市場が急速に拡大する中で、継続的に事業者のニーズに関する情報を収集し、ニーズに対応した先端蓄電池システムの実用化に資する試験評価サービスを提供するなど、その重要度が高まっているため。

【困難度高】蓄電池の大型化及び試験内容の高度化が年々進んでおり、また次世代電池である全固体電池を用いた先端蓄電池システムの試験・評価を着実に実施する必要がある、それらに対応する職員にはより高度な知見と技術が求められるため。

指標 5-3 :

【重要度高】令和 4 年第 208 回通常国会の附帯決議（高圧ガス保安法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議（令和 4 年 5 月 11 日衆議院、令和 4 年 6 月 14 日参議院））にて「再生可能エネルギー発電設備の設置状況及び保安の適正化が図られているかについて立入検査等を通して十分に監視し、その是正・改善に努めること。」とされたことを踏まえ、比較的事故リスクが高い再エネ発電設備について、優先的に電気事業法に基づく立入検査を実施しているものであるため。

### Ⅲ. 業務運営の効率化に関する事項

#### 1. 業務改善の取組に関する目標

運営費交付金を充当する業務については、業務の効率化を図ること等により、人件費、事務所賃料等の効率化ができない経費、新規に追加されるものや拡充分等は除外した上で、業務経費については前年度比 1%以上、一般管理費については前年度比 3%以上の効率化を行う。新たに発生又は業務量の増加が見込まれるものについても、業務の効率化を図ることにより、運営費交付金の増大の抑制に努める。

また、調達等合理化計画に基づき調達の改善を図る。

#### 2. 給与水準の適正化等

役職員の給与水準について、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針（平成 25 年 12 月 24 日閣議決定）」を踏まえ、国家公務員の給与水準を十分に考慮し、引き続き適正化を図るとともに、取組状況を公表する。

#### 3. 情報システムの整備及び管理業務

デジタル庁が策定した「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」（令和 3 年 12 月 24 日デジタル大臣決定）に則り、PMO（Portfolio Management Office）であるデジタル監の下で、情報システムの適切な整備及び管理を投資対効果を精査した上で行うとともに、情報システムの整備及び管理を行う PJMO（ProJect Management Office）への支援を実施する。

また、機構の情報基盤システム（NITE-LAN システム）については、令和 7 年度から運用開始する新 NITE-LAN の安定稼働を図る。

さらに、NITE-LAN システムの活用を通してロケーションフリーなワークスタイルの促進及び外部事業者とのコミュニケーションの活性化を支援し、機構業務全体のパフォーマンスの向上と改善を図る。

加えて、業務の電子化の一層の推進、すでに電子化された業務やシステムの見直し等情報システムの利用者に対する利便性向上（操作性、機能性等の改善を含む。）や、データの利活用及び管理の効率化に継続して取り組む。その際には、情報セキュリティや内部統制の確保の観点を踏まえることとする。

上記取組の実施に際しては、以下を指標とする。

#### <指標>

- ・指標 1 : PMO の支援実績

- ・指標2：情報システム整備に係る投資対効果の精査結果

#### IV. 財務内容の改善に関する事項

予算執行の透明性を図るため分野別の管理会計など適切な財務管理を行うとともに、業務の効率的な実施による費用の低減、必要に応じた保有資産の見直し、適正な受益者負担等を踏まえた適切な手数料設定等による手数料収入の増加、その他の経営努力により、健全な財務内容を維持する。

また、やむを得ない事情を除き、原則借入れは行わない。

※やむを得ない事情として想定される理由

- ・運営費交付金の交付の遅延
- ・受託業務に係る経費の暫定立替え

#### V. その他業務運営に関する重要事項

##### 1. 広報、情報提供の推進

安全な国民生活の実現と健全で持続性のある産業発展のため、機構が有する安全性に関する情報や評価技術について、内容ごとに訴求対象に応じた的確な情報を分かりやすく発信する。また、SNSをはじめとしたソーシャルメディアやデジタルコンテンツを活用し、新たなチャンネルの構築や広報トレンドに応じた工夫をすることで、必要な情報を必要なタイミングで、国民や企業等に届ける。

##### 2. 組織・人事に関する目標

社会的要請に迅速かつ効率的に対応するため、理事長のトップマネジメントにより、組織に関しては、社会的ニーズを踏まえた分野間及び外部との連携を一層推進するとともに、第2期中期方針に沿った業務実施に努める。また、価値協創ガイダンスに基づく統合レポートを用いて、ステークホルダーとも協議を重ね、新たな社会課題の探索を行い、かつ技術や製品等の社会実装を支援することで、より社会のニーズに対応した取組、対応を進める。人事に関しては、第2期中期方針に沿った人材確保、人員配置及び人材育成を適切に行う。また、職員の生産性を高めるとともに働きやすい職場環境の整備に努める。

###### (1) 内部統制

ガバナンスの強化を図り、理事長のトップマネジメントにより機構の業務を着実に推進するため、内部統制に対する役職員の意識を浸透させるとともに、ヒヤリハット情報の収集等を活性化して内部統制上のリスクの発掘を促進する。得られたリスク情報から、リスク要因を的確に抽出し事前の対策が迅速かつ効果的に行われるよう、リスク管理体制の維持改善と認識の徹底を図り、内部統制が有効に機能するよう努める。また、目標管理におけるPDCAサイクルにおいては、役職員間の円滑な情報伝達を行うとともに、第三者の視点を取り入れた改善等に努める。

万一不測の事態が発生した際は、内部統制システムに則り迅速冷静に正確な情報伝達と対処判断を行い、信頼性維持に努めるとともに厳正な対策をとる。

###### (2) 専門人材の育成、戦略的な人材確保

今後の社会変化を見据え、組織のパフォーマンスを最大化できるようにするため、外部人材を受け入れながら、当該人材を活用できる能力や専門知識をもった職員を育成するとともに、新規・中途採用などにおいて戦略的な人材確保を実施する。

###### (3) 支所の活用による地域への貢献

各支所が、その設置目的と果たすべき役割を踏まえ、地域の関係機関と連携しながら、機構が保有する人材・情報・技術・知見といった総合力を最大限活用することにより、機構の限られたリソースの中で更なる価値の提供及び地域貢献を行う。

#### (4) 情報セキュリティ対策

サイバーセキュリティ基本法に基づく政府の情報セキュリティ対策における基本方針であるサイバーセキュリティ戦略（令和3年9月28日閣議決定）を踏まえ、機構の内部規律の充実及びその運営の徹底を通じて、情報セキュリティ対策のために必要な措置を講じるため、次の対策に取り組む。

①政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準を基に、必要に応じて、情報セキュリティ関係規程類を見直し、不正アクセス及び標的型攻撃メールへの対策等機構の情報システムのセキュリティ対策の見直し・強化を図ることにより、情報セキュリティインシデントの未然防止・低減を図る。

②国の行政機関や他の独立行政法人等において重大な情報セキュリティインシデントが発生した場合や経済産業省等関係機関から情報セキュリティに係る重要な情報の提供等があった場合においては、速やかな役職員への注意喚起や必要に応じて対策・対応を行う等、役職員（派遣職員、外部調査員等を含む。）の情報セキュリティに対する意識の向上やインシデント発生時の適切な対応能力の維持・向上を図る。また、理解度に合わせ、eラーニング、講習会等による更なる指導を実施する。

#### (5) デジタルトランスフォーメーション（DX）の推進

機構におけるDX推進のためのビジョン（「NITE Digital Vision 2021」）や令和6年度に策定した各事業分野における業務のDXに向けた中期的な方向性も盛り込んだアクションプランに基づき、機構が保有する情報のデジタル化及び役職員のデジタルリテラシーの向上を図り、機構におけるデジタル技術と情報の活用を推進する。また、デジタル技術と情報を活用した外部機関との連携による社会的意義のある新たな価値の創造を目指す。

#### (6) 技術や製品等の社会実装への支援

技術や製品等の社会実装に向けた課題を探索し、それらの解決を支援する。その取組として、有望技術等の実用化や市場化に必要な、社会や市場で適切に評価される仕組みである標準化、認証、認定制度等の構築支援等を行う。また、当該取組を推進するため、職員の標準・適合性評価リテラシー向上を図る。

さらに、企業等からの提案等に対し、総合窓口を通じたワンストップ化による対話しやすい仕組みを活用し、企業等との協創を行う。

#### (7) 情報公開・個人情報保護

独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）等に基づき、各情報を適切に取り扱うとともに、役職員（派遣職員、外部調査員等を含む。）への周知徹底を行い、eラーニング等による教育、指導を全役職員に対して実施する。

#### (8) 保有資産、環境保全

機構が保有する資産について、適切に管理するとともに、不要となった資産については、適切に処分する。また、環境負荷の低減に資する物品調達を進め、自主的な環境管理を行うとともに、持続可能な開発目標（SDGs）を踏まえて策定した温室効果ガス排出抑制等のための実施計画について、目標達成に向けた具体的な行動に積極的に取り組む。

#### (9) 安全管理、災害対策

大規模災害等へ備え、事業継続計画等を踏まえた必要な施設の営繕を適切に行うとともに、自主的な防災訓練を実施し、役職員（派遣職員等を含む。）の安全を確保する。

## <指標>

(定性的指標)

経済産業省が令和元年7月にとりまとめた『「DX推進指標」とそのガイダンス』(令和5年12月、(独)情報処理推進機構により改訂)を踏まえ、機構全体のデジタル化を推進するため、マネジメント分野と各事業分野との連携の下、令和6年度に策定した各事業分野における業務のDXに向けた中期的な方向性も盛り込んだ新たなアクションプランに沿った取組等を行うことで、組織全体又は各事業分野の生産性を高め、国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上を図り、技術や製品等の社会実装に貢献する。なお、取組の工夫や相当の努力により、洗練された業務の仕組みや体制及び方法を確立する等の業務の高度化又は作業時間の短縮等の効率化が計画を前倒して実現し、組織全体又は各事業分野の生産性が早期に、かつ、相当程度高まった場合には、目標を上回る水準としてより高く評価するものとする。

## <目標水準の考え方>

機構におけるDXの取組に関する中期的な方向性を示したアクションプラン(令和6年度策定)に沿って、令和7年度から各事業分野及びバックオフィスの取組等を着実に実施することで、組織全体又は各事業分野の生産性を向上させるのみならず国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上を図り、技術や製品等の社会実装に貢献することが重要である。

※年度評価の評価単位は以下の8単位とする。

- ・Ⅱ－1．製品安全分野
- ・Ⅱ－2．化学物質管理分野
- ・Ⅱ－3．バイオテクノロジー分野
- ・Ⅱ－4．適合性認定分野
- ・Ⅱ－5．国際評価技術分野
- ・Ⅲ．業務運営の効率化に関する事項
- ・Ⅳ．財務内容の改善に関する事項
- ・Ⅴ．その他業務運営に関する事項

# 政策体系における独立行政法人製品評価技術基盤機構

## 経済産業省 政策体系

経済産業省の政策体系においては、経済成長政策として、以下の施策の実施を求めている。

①経済構造改革の推進及び地域経済の発展

②対外経済関係の円滑な発展

③イノベーション政策の推進並びに産業標準の整備及び普及

④情報処理の促進並びにサービス・製造産業の発展

⑤産業保安・安全の確保

⑥資源エネルギーの安定的かつ効率的な供給の確保並びに脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進

⑦中小企業の発展

## 製品安全4法(消安法、電安法等)

○製品による消費者の生命又は身体に対する危害の防止を図る。(消安法)

## 化審法、化管法等

○化学物質による環境の汚染を防止するため、必要な規制を行う。(化審法)

## カルタヘナ法、バイオ戦略等

○生物の多様性の確保を図るため、遺伝子組換え生物等の使用等の規制に関する措置を講ずる。(カルタヘナ法)

○バイオとデジタルの融合のためのデータ基盤を整備する。(バイオ戦略)

## 産業標準化法、計量法等

○産業標準化及び計量標準の整備を促進することによって、鉱工業品等の品質の改善を図る。(産業標準化法、計量法)

## 蓄電池産業戦略、電気事業法

○日本の蓄電池産業界が再び競争力を取り戻す。(蓄電池産業戦略)

○電気工作物の工事、維持及び運用を規制することによって、公共の安全を確保し、及び環境の保全を図る。(電気事業法)

## 製品評価技術基盤機構の令和7年度の年度目標の方向性

### ○法人の目的

工業製品等に関する技術上の評価等を行うとともに、工業製品等の品質に関する情報の収集、評価、整理及び提供等を行うことにより、工業製品等の品質の向上、安全性の確保及び取引の円滑化のための技術的な基盤の整備を図り、もって経済及び産業の発展並びに鉱物資源及びエネルギーの安定的かつ効率的な供給の確保に資することを目的とする。

(独立行政法人製品評価技術基盤機構法第3条抜粋)

### ○法人の役割

行政執行法人として、経済産業省がその所掌する事務を遂行する上で、その実施部門として中核的な役割を担う。

- ①産業標準の整備及び普及その他の産業標準化に関すること
- ②計量の標準の整備及び適正な計量の実施の確保に関すること
- ③生物化学の知見を利用して製造される化学工業品の輸出、輸入、生産、流通及び消費の増進、改善及び調整に関すること
- ④化学物質の管理に関すること
- ⑤電力設備に係る保安の確保に関すること
- ⑥一般消費者の利益の保護に関すること

### ○製品安全分野

製品安全4法の改正を受けた取組を実施するとともに製品事故に関する情報の収集及び提供等の措置を講じ、もって一般消費者の利益を保護する。

### ○化学物質管理分野

化学物質管理法令の法執行・支援業務等を実施するとともに、化学物質管理制度の見直し等に係る提案等を実施する。

### ○バイオテクノロジー分野

生物遺伝資源等の収集、寄託受入れ、提供、生物多様性条約等に関する国際対応等を実施する。

### ○適合性認定分野

産業標準化法及び計量法に基づく試験事業者、校正事業者等の登録・認定とこれらに関連する業務等を実施する。

### ○国際評価技術分野

大型蓄電池システム等に関する国際標準開発、認証基盤整備及び試験・評価等の取組を実施する。持続的な電気保安水準の維持・向上を目指すために必要な取組や体制整備を実施する。

# 独立行政法人製品評価技術基盤機構 (NITE) の使命等と目標の指標との関係

(別添2)

(使命)

工業製品等に関する技術上の評価等を行うとともに、品質に関する情報収集、評価、整理及び提供等を行うことにより、工業製品等の品質の向上、安全性の確保等のための基盤整備を図り、経済及び産業の発展並びに鉱物資源及びエネルギーの安定的かつ効率的な供給の確保に寄与していくため、行政執行法人として、①製品事故の原因究明、再発・未然防止に向けた情報提供等、②化学物質管理法の法執行等支援、③生物遺伝資源等の整備を通じたバイオ産業支援等、④産業標準化法等に基づく試験所等の認定等、⑤電気保安行政の技術的支援や大型蓄電池システム等の評価技術開発・認証基盤整備等の業務を実施。

(現状・課題)

○工業製品等の品質に関する情報収集、評価、整理、提供等により培ってきた知見を有する専門人材等を活用し、製品安全、化学物質管理、バイオテクノロジー、適合性認定、国際評価技術の各分野の法令執行支援業務等を着実に実施。業務を通じて蓄積してきた技術上の評価等に係る情報・知見・ノウハウが強み。  
○加えて、社会環境変化が著しい中で、変化に柔軟に対応すべく、法執行業務を通じて得られた情報・知見や機構が有する専門的知見を活用しつつ、行政への制度構築支援・提案や企業等におけるイノベーションの促進に寄与することで、新ビジネス創出、市場創造・拡大等にも貢献することが求められている。

(環境変化)

【国民生活や産業活動の変化】

○継続する物価高やエネルギー価格の高騰  
○カーボンニュートラル実現に向けたエネルギー・産業部門の構造転換やイノベーションの創出といった取組の加速化  
○デジタル化・DXの進展の加速化やインターネット取引の拡大に伴い消費者が製品を安全に使用できる法整備による製品安全政策の拡充

等

(年度目標の主な指標)

## 1. 製品安全分野(全6指標)

・消費生活用製品の安全性に関する技術上の調査の実施において、当該年度に公表された案件の総調査スコアを総標準スコア比42.7%増以上とすることにより、社会全体の安全性の向上に寄与する。(アウトカム指標)【重要度高・困難度高】

## 2. 化学物質管理分野(全2指標)

・国に対し、化学物質の評価・管理技術の導入や制度等見直し・運用改善に係る提案及び情報提供を積極的に行い、産業発展との適切なバランスや国際調和を確保した規制の在り方に関する国の検討に貢献する。(アウトカム指標)【重要度高・困難度高】

## 3. バイオテクノロジー分野(全7指標)

・バイオものづくり支援基盤としての生物遺伝資源・データプラットフォームの活用による社会実装の具体的な出口イメージを持つ企業等からの申し込みにより、NBRCが課題解決に向けて53機関以上の企業等を支援すること、及びGIフォーラム参画機関からのデータのフィードバック(1件以上)によりデータプラットフォームの充実化を図ることで、社会実装に貢献する。(アウトカム指標)【重要度高・困難度高】

## 4. 適合性認定分野(全13指標)

・「認証産業活用の在り方検討会」の中間整理(令和6年8月)を踏まえて、認定に係る審査、プログラムの開発、国際的な検討の場への参加などの活動を通じて得た認定等に関する知見を基に、企業、認証機関等との対話や国内外の適合性評価に関する情報の発信、企業等に対する研修などを積極的に実施することにより、我が国の適合性評価活動の活性化及び適合性評価を活用した我が国企業が強みとする分野における市場の創出や、既に獲得した市場の維持・拡大、また、持続可能な社会の構築などの社会課題の解決等に貢献する。(アウトカム指標)【重要度高・困難度高】

## 5. 国際評価技術分野(全5指標)

・機構が国内企業や公的機関等と実施した試験・評価を通じた先端蓄電池システムの実用化・認証取得等を合計8件以上とし、先端蓄電池システムの更なる実用化等に貢献する。(アウトカム指標)【重要度高・困難度高】

・電気事業法に基づく立入検査の実施件数(全件実施)【重要度高】

・事故情報の報告、整理、分析の円滑化(関係するシステムの運用・改修を含む。)、電気事業法に基づく立入検査業務の高度化、再発防止に向けた提案を通じ、電気保安水準の向上に貢献することを目指す。(アウトカム指標)